

令和4年9月5日

保護者の皆様

米原市立息長小学校
校長 上橋 純子

非常変災時における非常措置について（お知らせ）

平素は、本校の教育活動に御理解と御支援を賜り、誠にありがとうございます。

さて、近年、気象災害による大きな被害が発生しており、今後も気候変動による浸水害や土砂災害等の頻発化・激甚化が懸念されています。このような中で、災害対策基本法等の改正が行われ、国や県が発表する防災気象情報ならびに市が発表する水害・土砂災害に関する避難情報についても、より実効性のある内容に整理されているところです。

これらのことを受けて、非常変災時には、下記の要領で児童・生徒の安全確保を図りたいと思います。保護者の皆様にもお知りおきいただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 連絡なく臨時休校になる場合

午前7時において、滋賀県全域または米原市が含まれる地域に「大雨・暴風・大雪等を含む特別警報」または「暴風を含む警報」が出された場合、学校は臨時休校となります。

2 各学校長や教育委員会で判断して臨時休校や登下校時刻の変更を行う場合

- (1) 午前7時以降に「大雨・暴風・大雪等を含む特別警報」または「暴風を含む警報」が必ず出ると予想される場合
- (2) 午前7時および午前7時以降において、「米原市の水害・土砂災害に関する避難情報(以下、「市避難情報」)」で警戒レベル4以上の情報が校区内に発表されている場合
- (3) 午前7時までに「特別警報」または「暴風を含む警報」が解除された場合ならびに市避難情報で警戒レベル3以下に情報が変更された場合
- (4) 「暴風を含む警報」でなくても、危険と判断した場合

※市避難情報で警戒レベル3の情報が校区内に発表された場合についても、浸水害ならびに土砂災害等の危険状況、避難所の開設状況に応じて、同様の措置をとることがあります。

※時間変更等の非常措置をとる場合は、防災アプリおよび「安心安全メール」で配信しますので、ご確認ください。

3 休日の取り扱いについて

休日に「大雨・暴風・大雪等を含む特別警報」または「暴風を含む警報」が発表された場合、学校行事は全て中止になります。また、市避難情報で警戒レベル3以上の情報が校区内に発表された場合、学校長の判断で中止等の措置をとることがあります。